

環境まちづくり委員会

令和5年10月13日

1 陳情審査

(1) 新たに送付された陳情

送付5-39 外神田一丁目南部地区再開発の直近の事業計画案を示すよう求める陳情

(2) 継続審査

送付5-14 外神田一丁目再開発のエリア内の区有施設の情報共有に関する陳情

送付5-18 日本テレビ再開発提案に関し事業者と地域住民間の調整を求める陳情書

送付5-19 日本テレビ本社跡地の再開発に伴う二番町地区計画変更に関連し、区議会及び都市計画審議会において住民・事業者双方からの直接意見聴取等を求める陳情書

送付5-21 日本テレビ本社跡地再開発に伴う二番町地区地区計画変更に関連して区議会及び都市計画審議会の速やかな審議と反対住民の審議遅延行為に毅然とした対応を求める陳情書

送付5-22 陳情書「二番町日本テレビ本社跡地再開発案に関して、地域住民の意見を出来る限り正確に把握していただきたいこと」について。

送付5-23 二番町地区地区計画の変更について「陳情書」

送付5-24 日本テレビ再開発の意思決定プロセスに対する陳情書

送付5-25 二番町地区計画変更に関する影響調査実施に関する陳情書

送付5-26 日本テレビ再開発案に対する民意の把握を求める陳情書

送付5-30 千代田清掃事務所及び千代田万世会館の機能更新等に関する陳情

送付5-31 日本テレビ再開発による地域活性化を求める陳情

送付5-34 神田警察通りⅡ期工事の一時中断を求める陳情書

2 報告事項

(1) 公園・児童遊園等整備方針の改定について **【資料】**

(2) 日本橋川に整備予定の人道橋及び防災船着場について **【資料】**

3 その他

4 閉会中の特定事件継続調査事項について

環境まちづくり委員会 送付5-39

外神田一丁目南部地区再開発の直近の事業計画案を示すよう求める陳情

受付年月日 令和5年9月5日

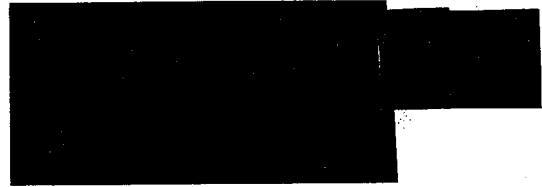
陳情者 提出者 1名

2023年 9月 5日

陳情書

千代田区議会議長 秋谷 こうき 様

外神田一丁目南部地区再開発の直近の事業計画案を示すよう求める陳情

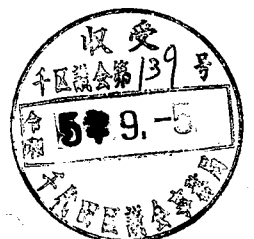


区民にとって日常生活に欠かせない公共施設（清掃事務所、葬儀場）、を民間再開発事業に入れ、区道を床に替えるという例を見ないやり方については、情報提供が余りにも少ない状況下で、しかも地権者同意率は60.8%であり、地区計画決定後は地権者同意率を三分の二にしなければ法律上この計画を進めることも退くこともできない状況に陥ります。近隣自治体でも例を見ない同意率の低さのままで、7月25日の都市計画審議会で賛否8対7という僅差で事業を決定すべきものとして行政は地区計画と市街地再開発事業を進めることとしました。

公共施設を民間再開発に組み込むことや、高さ170メートル超高層ビルが気候変動、人口減少社会に突入した日本の将来を見たときに、区民の利益につながるのか、秋葉原の賑わいや発展に寄与するのか、見通せないままです。

決定権者の千代田区長にはより慎重な判断が求められるのは言うまでもありません。

課題山積の中、2021年（令和3年）7月13日に資料として出された事業計画案



では総事業費は854億円です。事業の経費は「保留床処分金」や「交付金（国、都、区による税金）」でまかなわれるとのこと。交付金は事務費を除く事業費の10%約80億円です。

しかし、昨今の資材、建築費、人件費の高騰はすさまじく、日本建設業連合会（2023年4月版）によりますと一昨年来世界的な原材料の品薄、高騰の影響により、「かつて経験のない価格高騰、納期遅れが発生」と記載されています。また、（一財）建築物価調査会によると、2015年を100とした指数は、セメント166.4、生コン207.1、鉄鋼170.7、です。さらに国内では福井駅前再開発、札幌駅前再開発、富山複合施設等々建築費高騰による事業の見直しや、工期の遅れが続出しています。

外一再開発についても当然事業者はそのような状況を受けて事業採算性を見直し計算しているではありませんか。事業費の増大は地権者、千代田区（区民）に権利変換で影響を及ぼすではありませんか。また、公共施設、区道等は区民全体の大事な資産です。どのような評価基準にするのか、事業者が採算上保留床を増やせば権利床の減少につながります。地権者の取り分は当然減少します。現在の事業費が一体いくらと算出しているのか、直近の総事業費と建設費を含むその内訳を早急に公開することが地権者、区民、秋葉原を愛する方々に対する責務ではありませんか。誠意をもってお示しく下さい。

環境まちづくり委員会 送付5-14

外神田一丁目再開発のエリア内の区有施設の情報共有に関する陳情

受付年月日 令和5年5月19日

陳情者	提出者	3名
	署名者	18名 (令和5年5月24日受付)
	署名者	5名 (令和5年5月26日受付)
	署名者	45名 (令和5年5月30日受付)
	計	71名

陳情書

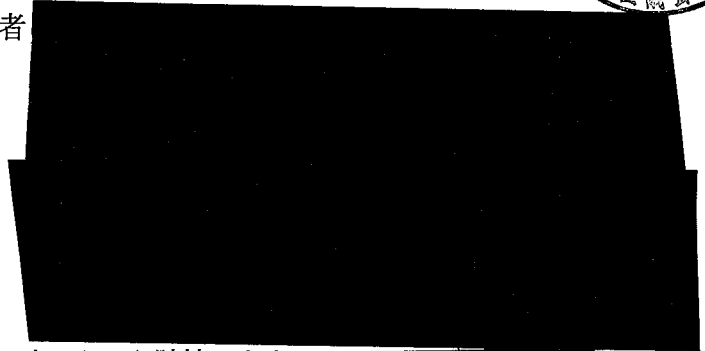
2023年5月19日

千代田区議会議長 殿

外神田一丁目再開発のエリア内の区有施設の情報共有に関する陳情



陳情者



外神田一丁目南部地区のまちづくりに関して、次のとおり陳情します。



本年3月3日の千代田区議会環境・まちづくり特別委員会においては、外神田一丁目再開発に関し、審議継続していた陳情15件（参考送付含む）を一括審査し、また、青山侑氏（明治大学名誉教授・博士）、大澤昭彦氏（東洋大学理工学部建築学科准教授）の専門家意見を受けた上で委員会集約がなされました。この委員会集約では、区有施設に関して、「②当該エリアには万世会館、清掃事務所、区道など区有施設を多く含んでいることから今後、公共性、公益性を区民と情報共有するべきであること、それらの点において不十分であったことを行政は認識し、教訓を生かす必要がある。」とされています。

また、同委員会における令和3年6月15日にとりまとめられた「法17条手続きに入るための条

件」でも「5 清掃事務所の計画については、位置を含めて既存の計画にはこだわらず、現場の同意も確認して進めること。特に清掃事務所の計画については、計画、建物の計画等を検討するために、改めてエビデンスを出すこと。」との条件が示されました。

委員会集約が行われた時期は都市計画法 16 条 1 項に基づく公聴会が行われた後であることから、「法 17 条手続きに入るための条件」と合わせて、行政は区有施設に関する情報共有を同法 17 条の手続きに入る前に行う必要があります。委員会集約を受け、同法 17 条の手続きに入る前に行政が区民と十分に情報共有できているか、区議会において確認していただきたくお願い申し上げます。

特に次の 2 点に関しては、区民の関心も高く、公共性、公益性の観点からも重要な情報と考えています。

(1) 個別建替えができないとの前提に関する情報

区は、清掃事務所及び万世会館の個別建替えができない理由について、区が委託したコンサルタント会社と検討した旨を説明会で述べました。区の検討に用いた資料をエビデンスとして開示するとともに検討の経過と内容が妥当であったか否かの情報が区民に共有されているか、区民と情報が共有されているかどうか議会の審理においてご確認ください。

(2) 再開発後の区有施設の維持管理等に関する情報

清掃事務所と万世会館という公共施設の建替えを含むため、これらの区有施設の再開発後の維持管理費、将来の大規模修繕または改修の費用に関しても『公有財産白書』の公有財産の将来推計に基づいて費用の見通しがわかる情報が区民に共有されているか、区民と情報が共有されているかどうか議会の審理においてご確認ください。

以上

参考資料

環境まちづくり特別委員会 令和5年3月3日

外神田一丁目再開発に関する陳情に対する委員会集約

- ① この間の調査と委員会の議論を経て、千代田区は都市計画法運用指針に基づき16条1項の公聴会および説明会を行った結果、当該計画に対する区民の関心の高さが明らかになった。そこで公聴会で公述された内容を都市計画案に反映させること。
- ② 当該エリアには万世会館、清掃事務所、区道など区有施設を多く含んでいることから今後、公共性、公益性を区民と情報共有するべきであること、それらの点において不十分であったことを行政は認識し、教訓を生かす必要がある。
- ③ 都市計画の決定権者であり、まちづくりの総合調整者として準備組合を指導する立場の区は、同時に区民の財産を預かる一地権者でもあるという2つの立場を持っている。従って行政は、権利者及び住民が事業の将来性、公共性、公益性に不安を持つことがないよう事業を見通した対応が求められる。

千代田区はこれらの責任を認識し、都市計画審議会等の専門家の的確な知見を得て、判断すべきことを当委員会として確認し、執行機関に申し入れる。

環境・まちづくり特別委員会(令和3年6月15日)

【法17条手続きに入るための条件】

1. 権利者に対する意向調査を実施すること。また、意向調査にあたっては法16条手続きを通して全員に回答を求めるようなやり方をすること。
2. 資金の概要を法17条手続きに入る前に出すこと。
3. 委員のみに、地権者の賛否に関する地図分布、地積、賛否のパーセンテージを提示すること。
4. 権利者の大方の同意がなければ、法17条の手続きには進まないこと。
5. 清掃事務所の計画については、位置を含めて既存の計画にはこだわらず、現場の同意も確認をして進めること。特に清掃事務所の計画については、計画、建物の計画等を検討するために、改めてエビデンスを出すこと。

環境まちづくり委員会 送付5-18

日本テレビ再開発提案に関し事業者と地域住民間の調整を求める陳情書

受付年月日 令和5年6月13日

陳情者 提出者 1名

2023年6月13日

千代田区議会議長
秋谷 こうき 様

陳情者：

住所：

電話：

日本テレビ再開発提案に関し事業者と地域住民間の調整を求める

陳情書

日本テレビ再開発提案により、居住地における穏やかな生活が大きく変化するのではないかと不安を感じております。再開発を希望する事業者（日本テレビ）の意見だけを優先するのではなく、住民の意見や心情をきちんと受け止め、それを反映するような調整が行政には必要だと考えます。そのために次のことを行政及び区議会に求めます。

1. 住民等に実施された以下の意見募集の賛否を属性別（在住・在勤、番町住民等）に公表してください。

- ①都市計画法第17条に基づく意見募集（2023年3月実施）
- ②都市計画法第16条2項に基づく二番町住民の意見募集（2023年2月実施）
- ③都市計画法第16条1項に基づく公聴会のための意見募集（2023年1月実施）
- ④都市計画法第16条1項に基づく番町住民の意見募集（2022年11月実施）
- ⑤オープンハウスアンケート（2022年7月実施）

2. 過去に提出された陳情書に対し、事業者からの回答を持って区議会委員会の回答とすることが複数回ありました。これでは、事業者にとって都合の良い回答で終始し、住民と事業者間の相互理解や考えの醸成にはつながらないばかりか両者間の溝は深まるばかりです。議会及び行政は、事業者だけではなく、賛成・反対住民、有識者など様々な立場の人の意見を聞いて下さい。

3. 住民に対する説明会は行政や事業者が住民に対し個別に対応するオープンハウス形式ではなく、事業者・行政と住民そして、住民相互がお互いにフラットに意見交換でき、他の方々の意見も聴ける場を設けて下さい。

以上



環境まちづくり委員会 送付5-19

日本テレビ本社跡地の再開発に伴う二番町地区計画変更に関連し、区議会及び都市計画審議会において住民・事業者双方からの直接意見聴取等を求める陳情書

受付年月日 令和5年6月13日

陳情者 提出者 1名

2023年6月13日

千代田区議会議長 秋谷 こうき様

陳情者：

日本テレビ本社跡地の再開発に伴う二番町地区計画変更に関連し、
区議会及び都市計画審議会において住民・事業者双方からの直接意見聴取等を求める
陳 情 書

<陳情の趣旨>

1. 区議会及び都市計画審議会の先生方に、賛成・反対住民、有識者など様々な立場の人の意見を直接聞いていただく機会をつくってください。

2. 区議会及び専門委員の方々には、区役所内での議論だけでなく、是非二番町の現地視察を行ってください。

現地に立ち、どのような再開発計画が妥当なのか、このエリアが持っている歴史性や文化性、隣接する学校の様子、そして道行く人々、道路幅や麴町駅の様子等々、取り巻く環境を直接感得してください。現地視察の際には、すでに完成しているスタジオ棟、及び二番町の直後から開発が予定されている四番町の現在の状況も直接ご確認いただけるよう併せてお願いします。

3. 区には、専門家の先生方が十分な調査検討をし地区計画の範囲内で対案作成が可能なよう予算を含めて配慮してください。

住民がただ徒に再開発計画に反対しているわけではないことを示すものが、番町の町並みを守る会が作成した対案です。与条件が示されないままの作成でした。今回の専門家の先生方による検討会議において、与条件のもと、地区計画の範囲内で対案を作成していただくことを要望します。区はこれを予算面でサポートしてください。



<経緯>

住民は単に、日テレ再開発に反対している訳ではありません。最初にこのことをはっきりと申し上げます。私たち住民は、今回のような超高層ビルの建設を伴う大型の再開発には広範囲にその影響が及び負の側面も生じることから、当初より前広な情報開示を求め住民参加型で計画を進めて頂けるよう区にも日本テレビにも切望してきました。

この数年間、「番町の町並みを守る会」や「千声会」のみならず、番町住民の多くが日テレ再開発の行方を注視してきました。番町住民のこのまちに対する愛着は大変強いものがあります。そして、住民たちは番町のまちのビジョンをまちへの想いととも、昨年度改定された「都市計画マスタープラン」に託しました。ですが、今回の都市計画案はその都市計画マスタープランとの齟齬が度々指摘されています。

住民たちが何を望んでいるかを改めて証明するものが、2023年3月10日～3月24日に実施された17条の意見募集の結果です。番町住民ベースでの意見総数938通の内訳（一番町～六番町の番町住民+麴町三丁目～麴町四丁目の住民）は『賛成 275：反対 658』二番町の住民に限って言えば『賛成 64：反対 90』というものでした。

前回3月30日の都市計画審議会にて採決が見送られ、専門家の方々による検討会議が開始された現在、番町に暮らす住民たちはこのまちの何を大切にしているのか、番町のまちの将来像をどう考えているのか、区議の皆さま、都市計画審議会の皆さまには住民たちの様々な声を直接聴取していただくことを願うものです。

これまで度々、この日テレ再開発問題が地域住民を分断していると危惧する声が多数出ていました。分断を危惧するから結論を急ぐのではなく、区は公の公平中立な立場に徹し住民と事業者間を調整してください。従来通りの手法ではないやり方で早急に対応しご調整いただきたいと切に願います。

以上

環境まちづくり委員会 送付5-21

日本テレビ本社跡地再開発に伴う二番町地区地区計画変更に関連して区議会及び都市計画審議会の速やかな審議と反対住民の審議遅延行為に毅然とした対応を求める陳情書

受付年月日 令和5年6月21日

陳情者 提出者 5名

2/
2023年6月14日

千代田区議会議長
秋谷 こうき 様

日本テレビ本社跡地再開発に伴う二番町地区地区計画変更に関連して区議会及び
都市計画審議会の速やかな審議と反対住民の審議遅延行為に毅然とした対応を求める

陳情書

日本テレビ本社跡地の再開発提案は、長きにわたり多くの地域住民から意見や要望を聞き、「まちづくり協議会」などの議論を踏まえた内容となっており、青空広場やバリアフリー施設等の数多くの地域貢献策、住民のQOLをアップする施策が盛り込まれています。また説明会等の機会を通じて、本提案が決して事業者の利益だけを追及したものではないこと、むしろ地域住民・行政・事業者それぞれにとって「三方よし」の提案であり、マンションの建て詰まりばかりが生じている千代田区において一石を投じる、新たなロールモデルともなり得る提案であることがあきらかとなっています。

それにも関わらず反対住民は「住民の意見を反映していない」と喧伝するだけでなく、地域課題の解決には全く目を向けず、根拠の無い、不安を煽る主張ばかりを繰り返しています。さらには審議の遅延を狙ってほぼ同じ内容の陳情書を何通も送付し、「フラットに意見交換できる場」と称して自らの抗議活動をアピールするための機会を求める陳情まで行う始末です。

これまでの都市計画審議会の議論でも委員からは、いたずらに地区計画変更及び再開発が遅れることは「地域の不利益となってしまう」との指摘があがっています。ごく一部の、毎回同じ反対住民の遅延行為によって審議が振り回されるようなことがあってはいけません。これ以上、地域課題の解決が遅れ、地域住民の不利益が拡大しないよう、千代田区及び千代田区議会、都市計画審議会には以下7点の毅然とした対応と速やかな審議を求めます。

1. 住民等に実施した意見募集の賛否数については既に公表されており、特に都市計画法に基づく意見書募集にあたって属性（在住・在勤など）の記載は条件に入っていませんでした。それにも関わらず属性別の賛否の公表を求める陳情を出すことは、区職員の負担を増やすだけの明らかな遅延行為です。また昼間人口が100万人を超える千代田区においては在勤者の意見も重要です。番町地域の在住者、地権者だけの意見を抽出して賛否数を問うことは、毎回同じ一部の熱心な人たちの意見を数えるのと同じであり、無意味だとの指摘が都市計画審議会でもあがっています。こうした指摘も踏まえ、同じ人物が提出した審議遅延を目的とした陳情書に対しては上記趣旨を速やかに回答するなど、毅然とした対応を求めます。



2. 反対住民は都市計画法17条に基づく意見募集で、全体では賛成意見が大きく上回ったにもかかわらず、「番町住民ベースでは賛成 275、反対 658」「二番町住民に限れば賛成 64、反対 90」だと強調しています。しかもこの意見募集にあたっては、住民の対案と称して建築基準法に違反した成立していないプランを掲載したビラを配布し、いわば住民を騙すような形で反対意見を募っています。この事実は3月の都市計画審議会でも指摘されていますが、区議会でも反対住民が誤った情報に基づく煽動活動を行っているという問題を取り上げてください。
3. 日本テレビ社屋跡地の再開発提案は、長きにわたり多くの地域住民から意見や要望を聞き、「まちづくり協議会」などの議論を踏まえた内容となっています。事業者だけではなく賛成・反対住民、有識者、さらには子育て世代や保育園など様々な立場の人の意見を聞き、地域課題を解決するための施策が反映されているという事実を、区及び区議会でもっと周知する努力をしてください。
4. 反対住民の常軌を逸した抗議活動こそが住民を分断し、提案に賛成する住民に恐怖心を与え、声をあげることができないようにしているということ、それによって公聴会などの傍聴がWEBに限定せざるを得なかったという事実を区議会や都市計画審議会できちんと取り上げてください。そして傍聴がWEBのみとなったことで、自らの抗議活動をアピールする機会を失ったことを不服として、「住民相互がお互いにフラットに意見交換でき、他の方々の意見も聞ける場」を求める陳情書を出しているということを、区議及び都市計画審議会委員はきちんと理解すべきです。「住民相互」「互いにフラットに意見交換」といった聞こえの良い言葉で彩られた陳情は、単に反対住民のアピールする場を求めているだけであり、むしろ住民の分断を助長する場を生み出すものであるということ、区議会ではしっかり確認して、このような反対住民を利するだけの陳情には速やかに上記趣旨を回答して処理してください。
5. 地価が高い千代田区ではマンションの建て詰まりが深刻です。子供や高齢者の人口が増える一方で、緑地・空地はますます失われ、防災機能を持つ広場や施設の不足は大きな地域課題にもなっています。従来の都市マスタープランや地区計画でコントロールできる範囲には限界が生じており、改定されたマスタープランでは“量から質への転換”や高度利用、地域事情に即した“特殊解”が求められる内容が盛り込まれています。今回の再開発提案は番町・麴町の地域課題を解決するもので、むしろ都市マスタープランの趣旨に沿ったものであるということ、地区計画の目標を達成するための提案でもあるということ、もっと明確にすべきです。そして、反対する住民や区議、都市計画審議会の一部の委員の「都市マスタープランに違反している」という主張が誤りであること、むしろ提案は都市マスタープランに整合しているということ、きちんと区議会・都市計画審議会を確認してください。その上で、速やかに審議を進め、提案を早急に実現するようにしてください。
6. 今回の提案は決して事業者の利益だけを追求したものではないこと、むしろ地域住民・行政・事業者それぞれにとって「三方よし」の提案であること、区議会・都市計画審議会でもっと取り上げるべきです。もし事業者＝日本テレビが自社の利益だけを追求する

のであれば、現行規制の範囲で敷地を目一杯につかって、地域住民と話し合うようなこともなく、早々に収益性の高いマンションあるいはレジデンス部分を含むビルを建てていたはずですが。しかし最も収益が期待出来る建設を行わず、長年にわたり住民と話し合い、地域課題の解決を最優先にした計画を打ち出しているのは、自社の利益を最優先にしていないということの証左でもあります。反対住民や、計画に異論を唱えてきた区議・都市計画審議会委員の主張が従来型開発の固定観念に基づいたものであることを、区議会・都市計画審議会ではしっかり確認してください。

7. その上で、「高さや景観といった形態制限だけを重視した結果、敷地いっぱい
に建ち並ぶマンションによって緑地や空地が失われる一方のまちづくり」「地域コミュニティが希薄化し、地域課題も何ら解決できず、番町の町並みや千代田区の良さがどんどん失われていくまちづくり」をこれからも続けるのか、それとも「地域住民と十分に話し合い、緑地や空地が続々生み出され、地域課題も同時に解決していくという新たなサイクルが生まれるまちづくり」のどちらを選択するのか、区議や都市計画審議会委員の一人一人に質してください。また今回の提案の審議を速やかに進めることで、従来型の都市開発や利益第一主義の価値観に一石を投じ、他の地域にも誇れる新たなロールモデル・千代田区モデル
つっていくという気概があるのかどうかも併せて質してください。

千代田区議会、千代田区都市計画審議会はいま大きな転換点を迎えています。ここまで議論を重ねながら、「熟議」や「十分な合意形成」等の便利な言葉で結論を出さず、審議を先送りすることは、もはや何もしないのと同じです。このまま何もしないのか、それとも毅然とした対応と速やかな審議によって新たな一步を踏み出すのか、区議そして委員の皆様には未来を見据えた賢明な判断を求めます。

そして住民・行政・事業者にとって「三方よし」の新たな千代田区モデルによるまちづくりをお願いします。

以上

環境まちづくり委員会 送付5-22

陳情書「二番町日本テレビ本社跡地再開発案に関して、地域住民の意見を出来る限り
正確に把握していただきたいこと」について。

受付年月日 令和5年6月26日

陳情者 提出者 2名

令和5年6月26日

千代田区議会議員 秋谷 こうき 殿

(写) 千代田区長 樋口 高顕 殿

千代田区都市計画審議会会長 岸井 隆幸 先生

千代田区環境まちづくり部まちづくり担当部長 加島 津世志 殿

陳情書

「二番町日本テレビ本社跡地再開発案に関して、地域住民の意見を出来る限り正確に把握していただきたいこと」について。

表記の件、具体的には以下の3点であります。

1. 随時行われるアンケートや都市計画法16条・17条に基づく意見募集等の際に、意見提出者の住所・氏名のみならず、その属性等も把握・分析し、民意を正確に把握していただくこと。
2. 現在、前掲の再開発案については、都市計画審議会学識経験者委員の方々による改訂案がまとめられつつあると理解しておりますが、この案についても必ずもう一度都市計画法16条・17条に基づく意見募集を実施し、民意を確認していただくこと。
3. 民意の正確な把握の大前提は、アンケート・意見募集に際して、出来るだけ時間的余裕（いわゆるリードタイム）を持って、可能な限り多くの住民等に周知徹底を図ることである。この点について、従来のやり方は必ずしも十分とは言えず、抜本的な改善を図っていただきたいこと。


以下、やや詳しく陳情の趣旨を申し上げます。

1. に関して

千代田区二番町地区計画の変更提案に関して、都市計画法17条縦覧に基づき3月に提出された意見書の提出状況は、二番町では変更提案に賛成64に対し反対90、一番町～六番町および麴町3・4丁目のいわゆる番町地区全体では賛成275に対し反対658と、地区計画変更提案に反対する住民が圧倒的多数を占めております。一方で、千代田区外(全体数一区内在住者及び地権者)からの意見書では、その9割以上が再開発に賛成しています。

千代田区二番町の問題に関し何故、千代田区外在住者が9割も賛成の意見を出したのか、意見の内容に付いて詳しい分析を求めます。又、今後のアンケートや意見募集に当たっては、住所のみならずその属性(住民、通勤者、通学者など)を把握し、正確な民意を把握するための改善を促していただきたく、陳情致します。





2. に関して

都市計画審議会学識経験者の委員の方々は都市計画の専門家でいらっしゃる、いろいろな要素を勘案し住民等も納得出来る素晴らしい案をお作りいただくと期待しておりますが、以前提出された案とは異なるものであるはずですから、是非とももう一度改めて法律に定める意見募集を行うべきものと理解しております。その際には、上記第1点にご留意をいただくべき事は言うまでもありません。

3. に関して

大勢の住民に対して広報を徹底することはなかなか難しいことであります。広報が不十分では意見募集が行われていることに気付かない人が多くなり、正確な民意把握は不可能です。十分なリードタイムを取り、区報になるべく目立つような掲載をすること、同時に区ホームページにも掲載し、また伝統的なアナログ手法ながら、区内の各町内会を通じての掲示板表示やお知らせ配布等も組み合わせて行っていただくべきと考えます。問題が重要であればある程、こういう努力が必要であります。

二番町問題に関して云えば、昨年7月3、4日に行われた区主催のオープンハウスは、始めて本提案が地区計画の高さ規制60メートルを大幅に超える90メートルの建物建設を含むという重要な内容であることが公にされるという極めて重要な機会であったにもかかわらず、リードタイムが僅か1週間で広報手段も極めて不十分でありました。

以上よろしくご検討の程 お願い申し上げます。

環境まちづくり委員会 送付5-23

二番町地区地区計画の変更について「陳情書」

受付年月日 令和5年6月26日

陳情者 提出者 1名

令和5年6月26日

千代田区議会議長
秋谷こうき様

陳情者：
住所：
電話：



二番町地区地区計画の変更について

「陳情書」

日頃は、より良い区政の為にご努力頂き感謝しております。

さて、二番町地区再開発計画案については、

①2022年7月、オープンハウス、②11月、16条に基づく説明会アンケート、意見募集、③2023年1月、16条1項に基づく公聴会。④2月、地権者に周知、意見募集、⑤3月、17条縦覧、意見書、と5回にわたり住民意向の聴取があり、そのすべてに於いて地元の意向は計画に対する「反対」が過半数を占めました。特に、本年3月の都市計画法17条縦覧に伴い提出された意見書では、二番町は賛成64に対し反対90、一番町～六番町および麴町3・4丁目のいわゆる番町地区全体では賛成275に対し反対658と反対が圧倒的に多数を占めています。そればかりでなく、本開発計画案は地元住民の合意で定めた現行の「二番町地区地区計画」、2021年5月改定の都市計画マスタープランの制約、精神を大きく逸脱しています。

また、16条対象案件であった地区計画は日本テレビの地所を切り出してD地区とした地区計画案と、D地区を除いた二番町地区を対象とした2種類の地区計画案についての説明会、公聴会でした。一方、本年3月の17条縦覧の対象地区計画案はD地区を含む二番町地区計画の変更のみあり、D地区は独立して存在していません。

このように高さ制限、容積率の大幅な緩和に反対する多くの住民の意向、また手続き上の混乱が有りながら、区当局は次々と都市計画法上のステップを進めています。

以下の2点につき議会としてご審議をお願いすると共に、区民の代表として正しく監視機能を行って頂きたくお願い申し上げます。

1. 夫々の住民の意見表明の内容につき、その属性を含め、行政はどのような判断をしたのか。その判断は合理性の有る妥当な判断と言い得るのか。
2. 2023年1月の16条公聴会と3月の17条縦覧の間に地区計画案が変わった事の理由とその詳細につき、分かりやすい説明を区民に対し行ったのか。



環境まちづくり委員会 送付5-24

日本テレビ再開発の意思決定プロセスに対する陳情書

受付年月日 令和5年6月26日

陳情者 提出者 1名

2023年6月25日

千代田区議会議長

秋谷 こうき様

日本テレビ再開発の意思決定プロセスに対する陳情書

二番町地区における日本テレビ再開発に関しては、行政・日本テレビ・町会(以下三者間)の不透明な関係性を背景とし、住民を置き去りにした拙速な意思決定を進めようとする動きが散見されました。地方自治における三権分立の理念に基づき、行政を監視する立場にある区議会に対し、以下の対応を求め、陳情します。

【陳情内容】

1. 三者間のみならず、住民に対する説明と住民意見の聴取、及び施策への反映を適時・適切かつ十分に行うよう行政を指導し、議会自らも住民と対話願います。
2. 行政を中心に、意思決定過程における利害関係者となり得る三者間に何らの便宜供与などが行われていないことを監視、必要に応じ予算措置を講じ調査願います。

【背景及び理由】

1. 過去の「日本テレビ再開発沿道まちづくり協議会」「二番町地区における都市計画案の公聴会」「千代田区都市計画審議会」議事録、及び私自身も出席した二番町地区住民を対象とした説明会の発言・質疑を見るに、行政は住民意見を軽視し、日本テレビの再開発案を早期に確定させたいとする姿勢が見られました。「千代田区第4次基本構想(以下同構想)」に行政の役割として以下の記載がありますが、これが十分に果たされていない点、議会から行政を指導願うとともに、議会自ら住民と対話願います。
 - 区と区民が一丸となって将来像を実現していくため、区民に対する情報発信を適時適切に行い、区政への区民の主体的な参画を推進
2. 上述の各種会議体における発言内容を見ると、二番町では住民意見を聴取される機会がなかったにも関わらず、行政のみならず二番町会も同姿勢に対し強く賛同する動きを見せていました。同構想には行政の役割として以下の記載がありますが、こうした一連の動きを目の当たりにすると、「住民福祉の増進を目的とした主体的な意思決定」以外に、何らかの論理が意思決定プロセスに介在しているのではないかとの疑念が生じ得ます。かかる無用な疑念や不信感を住民側に抱かせず、行政の決定結果を住民側が納得感高く受け入れるためにも、利害関係者となり得る三者間に何らの便宜供与などが行われていないことを監視、必要に応じ予算措置を講じ調査願います。
 - 住民福祉の増進を図るために、地域における行政を自らの判断と責任において総合的に実施する役割



以上

環境まちづくり委員会 送付5-25

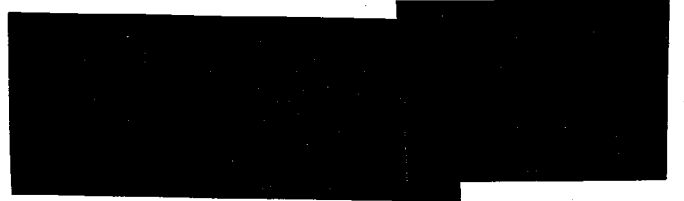
二番町地区計画変更に関する影響調査実施に関する陳情書

受付年月日 令和5年6月26日

陳情者 提出者 1名

2023年6月25日

千代田区議会議長
秋谷 こうき 様



二番町地区計画変更に関する影響調査実施に関する陳情書

陳情内容

二番町地区計画変更提案について、区役所が住環境への影響調査を客観的に行う為に必要な予算措置をして頂くと共に、適時・適切に同調査の実施・調査結果の公表がなされるようにして頂きたく、よろしくお願い致します。

陳情理由

令和5年1月26日に実施された二番町地区に関する都市計画案の公聴会において、公述人からは住環境への影響への懸念が示されました。しかしながら、これに対する区の見解としては、いずれも事業者（日本テレビ）が実施したシュミレーション結果として、影響は限定的である旨事業者から示されていることを述べているに過ぎません。地区計画の変更という重大な意思決定が行われようとしているにもかかわらず、区役所は90メートルという超高層ビル建設に関する住環境への影響調査を全て日本テレビに任せている状況です。

二番町に住む四人の子供の親として、超高層ビルが建つことによる交通量増・人流増は大きな懸念です。番町内は殆どが狭い一方通行の道であり、番町中央通りも例外ではありません。一部双方向化したとしても、車が溢れ、また、人流の増加により、児童・生徒の通学、保育園児の送迎・散歩時の移動が危険な状況になる事を危惧します。

交通量・人流の問題のみならず、ビル風、日照への影響調査を含め、区役所が独立したコンサルタントを起用できるよう予算措置をとっていただくと共に、適時・適切な調査の実施・調査結果の公表がなされるよう区議会からもご指導いただきたく陳情致します。

以 上



環境まちづくり委員会 送付5-26

日本テレビ再開発案に対する民意の把握を求める陳情書

受付年月日 令和5年6月26日

陳情者 提出者 1名



日本テレビ再開発案に対する民意の把握を求める

陳情書

日本テレビ（事業者）は2022年の「都市計画提案の概要」で、過去数年にわたり広場を利用した多くの方々にアンケート等を実施し、地域の要望を聴取したと述べています*。また多くの方が番町地域には南池袋やお茶の水にある空地のようなスペースがふさわしいと答え、「回答者の90%が青空空地を求めている」と報告しています*。そしてこれをビルの北側に公開空地を作り、ビルを高層化することの根拠の一つにしています。

「回答者の90%が青空空地を求めている」という回答を導くために日本テレは7800㎡の広々とした芝生と空が見える南池袋公園の写真等を見せて、住民に意見を求めています。一般論としてこのような広場が都会の真ん中にできることは望ましいことだと思いますが、二番町で作ろうとしている広場はこの写真とは異なります。天井がなく、見上げれば空は見えますが、高層ビルの北側で真夏以外は日陰が多く、ビル風が吹き下ろす空地であるということは回答者に知らされているのでしょうか。住民の回答や意見が事業者にとって都合よく解釈されているように感じます。

また、保育園ヒアリング調査においても、表面的な質問のみで調査が行われ、ビルが建った後のリスクやデメリットは説明されていないようです。利用しやすいオープンスペースについて、「コンクリートの屋根などができると園児を遊ばせづらい。屋根があるより外を感じさせたい。」という意見がほとんどの中で、「夏場は半分くらい日陰になっているといい」という意見もあります。ピロティー方式にして屋根をつけるか否か、屋根の高さ、広さ等についてももっと深く検討して頂けないのでしょうか。

イチかゼロかではなく、お互いが歩み寄るために検討する余地はまだたくさんあるのではないのでしょうか。事業者には、住民の意見をもう少し丁寧に聴取して把握して下さることを願います。

事業者はアンケート回答の言葉のみをとらえ、住民の心情は把握していないようです。悪く勘繰ってしまえば自分たちにとって都合よく言葉を解釈し、アンケートの回答を利用しているように感じます。このままでは住民の希望を聞いて開発を進めたのに、住民がイメージしていたものとは異なる開発になってしまいます。このような手順で開発が進められていくことに、事業者と行政に対して不信感が募ります。

行政に対しては上記概要のp27に書かれている事業者が行ったアンケート等の目的・実施方法・結果・分析内容を、第三者的な目で判断し、報告して下さることを望みます。

* 2022年12月8日開催の都市計画審議会 資料1-2 P25~27



以上

環境まちづくり委員会 送付5-30

千代田清掃事務所及び千代田万世会館の機能更新等に関する陳情

受付年月日 令和5年7月3日

陳情者	提出者	2名
	署名者	2名 (令和5年7月5日受付)
	計	4名

陳情書

2023年7月3日

千代田区議会議長 秋谷こうき 様

千代田清掃事務所及び千代田万世会館の機能更新等に関する陳情



外神田一丁目南部地区再開発計画の街区内にある清掃事務所及び万世会館の区有施設の機能更新及び、区道を廃道し大街区化することに関し、千代田区議会会議規則第67条に基づき、環境まちづくり委員会は、千代田清掃事務所、千代田万世会館及び区道を所管する委員会と協議して連合審査会を設置の上、審査及び調査をして頂くことを求めます。

本年4月末までの、前・環境まちづくり特別委員会では、本件再開発の審議を進めていく中で、区有施設を民間ビルとの共同化計画案に対し、区住民から数多くの反対や慎重意見が出ております。

また、当該区域内の地権者からも、計画に慎重、反対の立場のみならず、計画推進、賛成の立場からも共同化について慎重な意見もあります。

区の都市計画案には「再開発等促進区・土地利用に関する基本方針」に「道路を挟んだ敷地の一体的な整備を図るとともに、地域の生活を支える既存の公共施設(斎場、清掃事務所等)の再整備を行う」と明記されており、「公共施設(斎場、清掃事務所等)の再整備」が都市計画決定の対象になっています。

今後、仮に都市計画決定がなされた場合には、建築基準法第68条の2及び都市計画法第53条による制約が生じ、公共施設の再整備方法が共同化によるものに実質的に限定されてしまいます。

そのため、本年3月3日の委員会集約の2では、「当該エリアには万世会館、清掃事務所、区道など区有施設を多く含んでいることから今後、公共性、公益性を区民と情報共有するべきであり、それらが不十分であったことを行政は認識し、教訓を生かす必要がある。」と明確に集約されました。

以上のことから、都市計画決定の判断がなされる前に、しっかりと公共性、公益性の審査・調査のため、千代田清掃事務所、千代田万世会館及び区道を所管する委員会との連合審査会を設置し、審査及び調査していただくようお願いいたします。

以上



環境まちづくり委員会 送付5-31

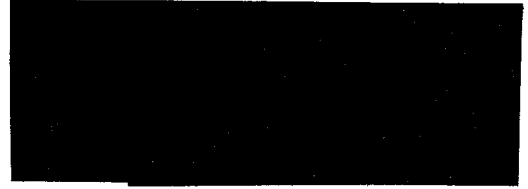
日本テレビ再開発による地域活性化を求める陳情

受付年月日 令和5年7月5日

陳情者 提出者 1名

令和5年7月5日

千代田区議会議長
秋谷こうき様



日本テレビ再開発による地域活性化を求める陳情

番町・麴町地区の住民にとって、近隣での食料品調達が不便であることは共通認識になっています。集合住宅、マンションの再開発によって住民は増加したにも関わらず、地元商店の多くは廃業し、以前は活気があった商店街は軒並み消滅してしまいました。地域のブランド価値が高いことは好ましいことですが、買い物するにも新宿や日本橋、近隣区のショッピングモールに出かけなければならない状況は、行政として改善すべき課題として認識する必要があります。

昨今は、高齢者の一人暮らし世帯が急激に増加しており、タクシーや公共交通機関に頼らなければ買い物すら満足にできない状態を放置していいのでしょうか。

日本テレビ再開発事業は地区計画の変更、意思決定過程について反対運動ばかりが目立っていますが、常識的な多数の住民は地域の利便性向上に期待し、黙って見守っているのが現実です。

老朽化した麴町駅の機能更新・バリアフリー化、広場空間の確保は長年、地域として要望していますが、行政単独では困難なので、民間の再開発に合わせて行政需要を実現する手法は効果的といえます。

さらに、大型総合スーパー(生鮮食料品店)、銭湯(スパ)の誘致ができれば、地域のブランド価値だけでなく利便性向上にもつながります。

これまでの交渉過程における高さ90m未満という案は、こうした地域貢献を考慮すれば極めて妥当です。地域住民の願いをかなえるためにも、千代田区に対して日本テレビ再開発事業を早急に決定することを求めます。



環境まちづくり委員会 送付5-34

神田警察通りⅡ期工事の一時中断を求める陳情書

受付年月日 令和5年8月21日

陳情者 提出者 5名

令和 5 年 8 月 15 日

千代田区議会議長
秋谷こうき様



神田警察通りⅡ期工事の一時中断を求める陳情書

千代田区に長く暮らし、今後も大好きな千代田区に住み続けたいと願う一人の区民として陳情させていただきます。

今年の夏は例年の暑さをはるかに超えまさに命に関わる危険な暑さとなっていて、高齢者や障がい者また子どもたちが熱中症にならないかと心配しながら日々を送っております。千代田区の道路では街路樹が立派に育ちその木陰で強い日差しを避けることができていること感謝しています。

そうした折、全国のさまざまな地域において、立派に育った樹木群を伐採するなどという事態が新聞紙上を賑わせておりますが、世界的には都市にある緑は保護され増やす方向にあります。

しかしながら、千代田区の神田警察通りの道路整備においては、立派に育ったイチョウの街路樹を伐採するとのことを聞き大変驚いています。また新聞によれば街路樹伐採を巡って、区とイチョウを守り道路整備を望む住民の間でこの4月には小競り合いにより怪我が発生したことも知りました。その上、今なお熱帯夜に一晚中、イチョウを守るため高齢の女性を含め近隣の方々が木へ寄り添い見守りを続けていると聞き胸を痛めております。このままであれば、さらに不幸な事態が発生しかねません。

道路整備工事は行政の仕事であり、その道路整備計画はその沿道に住む住民と関係する住民が中心となり行うものと理解をしております。住民と区が争う事は有ってはならない事です。区民と離れたところで工事を行うのでは良い道路の整備とは言えないと思います。本来、このような行政と住民とのトラブルを含め、色々な予期せぬ事態に適切に対応するため、区のホームページでも「設計変更ガイドライン」が示されていることを知りました。

新聞、千代田区の広報では過去にも、東郷公園・外堀公園・御茶ノ水小学校改築工事・明大通り歩道整備・九段坂公園などで、工事の変更が行われてきたと書かれていました。神田警察通り整備工事の1期工事でも、イチョウの木の根上がりなどで伐採が決まっていたが、工事内容の変更でイチョウの木を残して道路整備が終わっています。当然2期、またはそれ以降の区間でも同様な整備が行われるものと、多くの区民は考えていたはずですが、なぜか2期は「伐採」し、「植え替え」に決まったと聞きました。

どうか区は区のガイドラインに基づき「工事を一時中断」して、沿道住民の方々や区民との対話をもとに、イチョウを残しながらの道路整備を行うよう心からお願いいたします。以上、陳情いたします。

外神田一丁目地区に関する陳情について

【継続】

●送付5-14 外神田一丁目再開発のエリア内の区有施設の情報共有に関する陳情

- ・ 陳情のうち、(2)「再開発後の区有施設の維持管理等に関する情報」に関する内容の審査が未了であり、継続とされている。
- ・ なお、再開発後の「区有施設の維持管理等に関する基本的な考え方」については、6/12の委員会の請願審査のなかで情報提供を行っている。

●送付5-30 千代田清掃事務所及び千代田万世会館の機能更新等に関する陳情

- ・ 当委員会及び企画総務委員会、両委員長の協議において、「再開発後の区有施設についての情報は現段階では決まっておらず、審査できない。」との考えが示されており、継続とされている。

【新規】

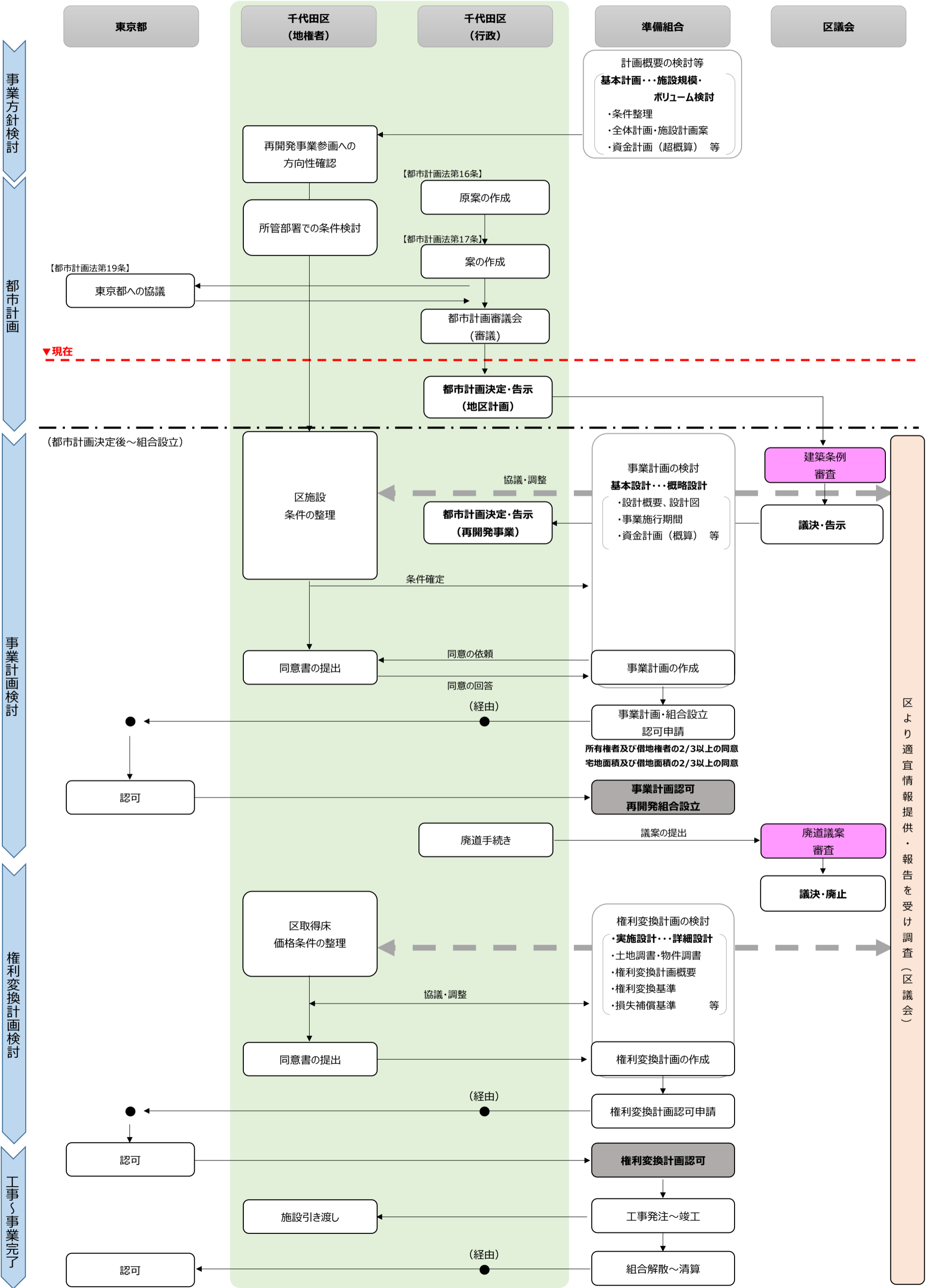
●送付5-39 外神田一丁目南部地区再開発の直近の事業計画案を示すよう求める陳情

- ・ 直近の総事業費と建設費を含むその内訳を早急に公開することを求める陳情である。

【区の考え方】

- 上記陳情いずれも事業費の内訳や従後の区有施設の内容についての確認を求めるものである。
- 前回(9/28)当委員会
 - ・ 再開発事業において、事業費や建物の機能配置等の詳細な内容については、都市計画決定後、再開発建物の基本設計等の手続きに着手し、事業計画の検討を進めていくに従って精査されていく旨、お答えしている。
 - ・ 再開発事業の検討過程、区有施設に関する区役所内部の手続きや区議会の関与時期等のスケジュールについて、資料「区有施設を含む手続きの流れ」としてお示しし、建築条例の審査前等の検討段階において、必要な情報を提供していく旨、お答えしている。

外神田一丁目南部地区について
(区有施設を含む市街地再開発事業の手続きの流れ)



二番町地区 地区計画の変更について 陳情書一覧

環境まちづくり部資料参考資料2
令和5年10月13日

No.	受付日	陳-番号	件名	内容(概要)	整理区分	回答
1	6月13日	5-18	日本テレビ再開発提案に関し事業者と地域住民間の調整を求める陳情書	1. 以前に実施した意見募集の賛否を、属性別に公表してほしい 2. 事業者だけでなく、賛成・反対住民、有識者などの意見を聞いてほしい 3. 説明会は、オープンハウス形式ではなく、住民相互が意見交換でき、他の方々の意見も聴ける場として設けてほしい	1.- 2.新たな意見 3.新たな意見	1.専門家会議の意見を踏まえ、計画案が見直しとなるため、以前の意見募集についての対応はいたしかねます。 2.都市計画手続きを通じて、様々な立場の方からご意見を伺います。また、専門家会議には今後の方針を示していただきました。 3.ご意見として承り、今後の手続きの際の参考とさせていただきます。
2	6月13日	5-19	日本テレビ本社跡地の再開発に伴う二番町地区地区計画変更に関連し、区議会及び都市計画審議会において住民・事業者双方からの直接意見聴取等を求める陳情書	1. 区議会及び都市計画審議会の先生方に、賛成・反対住民、有識者などの意見を聞いてほしい 2. 区議会及び専門委員の方々に二番町の現地視察を行ってほしい 3. 専門家が調査検討し、地区計画範囲内で対案作成ができるよう、予算面の配慮をしてほしい	1.新たな意見 2.回答済(2/28) 3.新たな意見	1.区の判断するものではございません。 2.※区の判断するものではございません。 3.専門家会議に今後の方針を示していただきました。
3	6月21日	5-21	日本テレビ本社跡地の再開発に伴う二番町地区地区計画変更に関連して区議会及び都市計画審議会の速やかな審議と反対住民の審議遅延行為に毅然とした対応を求める陳情書	1. 審議遅延を目的とした陳情書に対し、毅然とした対応を求める 2. 区議会で、反対住民が誤った情報に基づく煽動活動を行っている問題を取り上げてほしい 3. 今回の再開発案は、様々な立場の人の意見を聞き、地域課題を解決するための施策が反映されている事実を区や区議会はもっと周知してほしい 4. 常軌を逸した抗議活動が恐怖心を与え、公聴会の傍聴がWEB限定になったことを、区議会や都市計画審議会に取り上げてほしい 5. 再開発案が都市マスに整合していることを区議会・都市計画審議会を確認してほしい 6. 今回の提案は、地域住民・行政・事業者の三方よしの提案であること、反対住民等の主張は固定観念に基づいたものであることを、区議会や都市計画審議会を確認してほしい 7. 区議や都計審委員に、従来型の都市開発や、利益第一主義の価値観に一石を投じ、他の地域にも誇れる千代田区モデルをつくる気概があるか質してほしい	1~4、6~7: 新たな意見 5:回答済(1/19)	1~4、6~7.ご意見として承り、今後の手続きの際の参考とさせていただきます。 5.※今回の提案は、都市マスとの整合は図れているものと考えています。
4	6月26日	5-22	陳情書「二番町日本テレビ本社跡地再開発案に関して、地域住民の意見を出来る限り正確に把握していただきたいこと」について。	1. アンケートや都市計画法16条・17条意見募集等の際に、属性等を把握・分析してほしい 2. 学識委員の案についても、都市計画法16条・17条意見募集をしてほしい 3. アンケート・意見募集の際は、余裕をもって住民等に周知徹底を図ってほしい	1.回答済(1/19) 2.新たな意見 3.新たな意見	1.※ご意見として承りました。 2.専門家会議の意見を踏まえ、計画案を修正する際に改めて手続きを行います。 3.ご意見として承り、今後の手続きの際の参考とさせていただきます。
5	6月26日	5-23	二番町地区地区計画の変更について「陳情書」	以下2点について、議会として審議し監視してほしい 1. 区は住民意見の内容について、属性を含めどのような判断をしたのか、その判断は合理性があるか 2. 16条公聴会と17条の間に計画案が変わった理由とその詳細を、分かりやすく区民へ説明したのか	1.集約済 2.集約済	1.2 ※3/3集約(「議会は、この開発の是非について結論、見解を出す立場にはない」)
6	6月26日	5-24	日本テレビ再開発の意思決定プロセスに対する陳情書	行政を監視する立場にある区議会に対して、以下の対応を求める 1. 住民への説明・意見聴取、施策への反映について行政を指導し、議会も住民と対話してほしい 2. 利害関係者に便宜供与等が行われていないか監視し予算措置して調査してほしい	1.集約済 2.新たな意見	1. ※3/3集約(「議会は、この開発の是非について結論、見解を出す立場にはない」) 2. 区の判断するものではございません。
7	6月26日	5-25	二番町地区計画変更に関する影響調査実施に関する陳情書	1. 区が住環境への影響調査を行う為に必要な予算を措置し、適時・適切に調査を実施した上で結果を公表してほしい	1.新たな意見	現時点で区が影響調査を行うことは考えておりません。事業者には、計画案を修正する際は改めて影響調査を実施するよう指導しました。
8	6月26日	5-26	日本テレビ再開発案に対する民意の把握を求める陳情書	1. 広場に屋根をつけるか、屋根の高さ・広さ等について、より深く検討してほしい 2. 行政は、事業者が行ったアンケートの目的、実施方法、結果、分析内容を第三者的な目で判断し報告してほしい	1.- 2.-	専門家会議の意見を踏まえ、計画案が見直しとなるため、以前の計画・アンケート等についての検討はいたしかねます。
9	7月5日	5-31	日本テレビ再開発による地域活性化を求める陳情	1. 地域の願いを叶えるため、日本テレビ再開発事業を早急に決定することを求める	1.新たな意見	1.ご意見として承り、今後の手続きの際の参考とさせていただきます。

■整理区分

新たな意見:3/3特別委員会以降の対応に関する内容
回答済:過去の陳情審査で区の見解を示している内容

集約済:3/3委員会集約に関連する内容
-:以前の計画、調査等に関する内容

公園・児童遊園等整備方針の改定について

1 公園・児童遊園等整備方針改定検討会の進捗

- 令和5年 7月27日 第1回検討会
- 令和5年10月31日 第2回検討会（予定）

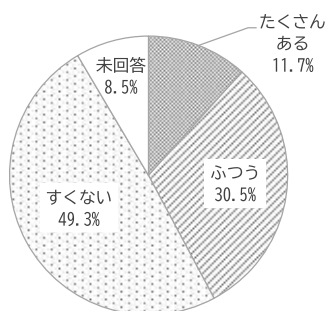
2 検討体制等について

- 座長 東京大学大学院 教授 中井祐
- 委員 東京理科大学 教授 伊藤香織
- 委員 有限会社 CLIMAT 代表取締役 加藤幸枝
- 委員 千葉大学大学院 准教授 竹内智子
- 委員 (一社) D&A Networks 代表理事 中田弾
- 委員 千代田区環境まちづくり部長 印出井一美

3 第1回検討会の概要

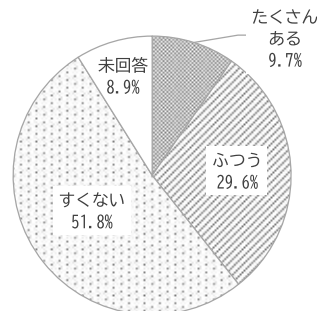
- 公園・児童遊園等整備方針の策定から約15年が経過し、状況に変化がある。
→代替園庭としての利用、人口の増加（H19から約1.5倍）。
- 5,000㎡以上の公園等は4か所。「麴町・番町地域」「飯田橋・富士見地域」の東郷元帥記念公園、清水谷公園、千鳥ヶ淵公園、外濠公園である。
- 500㎡以下の公園等は32か所あり、その内17か所が和泉橋地域。
(公園等58か所のうち、39か所が1,000㎡以下)
- 歩いていける身近な公園等はあるものの、ニーズを十分に満たしていない。
- こどもへのアンケート（小学生1,559名 中学生1,777名 計3,336名回答）で、利用目的としては「遊び」・「運動」・「友人との談笑」との回答が多かった。一方行かない理由では、「行く時間がない」（小学生）との回答が多かった。
→千代田区の特徴の一つと思われる。

「こどもの満足度」(小学生 n=1,559)

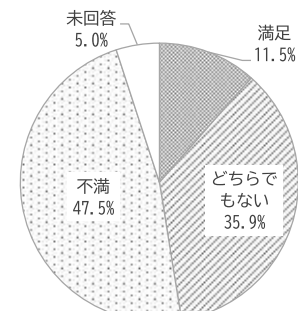


グラフ1 遊具の種類 (小学生のみ)

「大人の満足度」(n=4,239)



グラフ2 遊具の数 (小学生のみ)



グラフ3 遊具の充実度

4 第1回検討会の議事概要

○公園利用の多様性と潜在的ニーズ

- 千代田区には大人向け空間はある程度存在するため、まずは子ども・高齢者など弱い立場にある人に優先席的な公園整備をすべき。
- 子どもや高齢者、エッセンシャルなニーズを持つ人々にとって公園は重要な場所であることを意識し、より良い利用ができるよう特徴付けを行うことが重要。
- 公園ごとに役割を持たせ、特色ある整備を行うことは重要な視点。
- 利用者の属性により使い方が異なるが、時間的に使い分けるなどにより、公園で過ごすことが生活の一部になると良い。

○運営・維持管理の課題

- 空間の多様性、機能への対応性、運営管理、利用主体などを整理し、議論を深めていく。
- 利用目的・年齢の異なる利用者と共有しながら、一つの空間を利用するには、空間設計だけでは難しいため、ソフト（運営）について検討する必要がある。
- マネジメントの主体や仕組みを地域にどう共有するかについても検討が必要。

○地域との情報共有と公園でのコミュニティの形成

- 現在は多くの禁止事項があり、地域の方が公園でどのように過ごせばいいのか、分かりにくいのではないか。
- 制限ばかりではなく、プラスの情報（できることマップの作成）を発信していくべき。
- 排他的なアクティビティと共存できるアクティビティを整理する必要がある。
- 特定のアクティビティが強い排他性を持つ場合でも、そのコミュニティが自律的に活動し、時間の制約や他の世代に教える姿勢を持つことで、他の利用者との調和や共存が生まれる可能性がある。

5 スケジュールについて

令和4年度	利用実態調査、区民等アンケート調査
令和5年7月下旬	整備方針改定検討会設置
令和6年3月下旬	整備方針骨子作成
7月頃	改定整備方針（素案）に対するパブリックコメント
9月下旬	整備方針改定

日本橋川に整備予定の人道橋及び防災船着場について

1. 日本橋川に整備予定の人道橋及び防災船着場

整備の経緯

- 日本橋川周辺のまちづくりにおける地域貢献として、人道橋及び防災船着場の整備が行われており、令和7年末に竣工する予定。

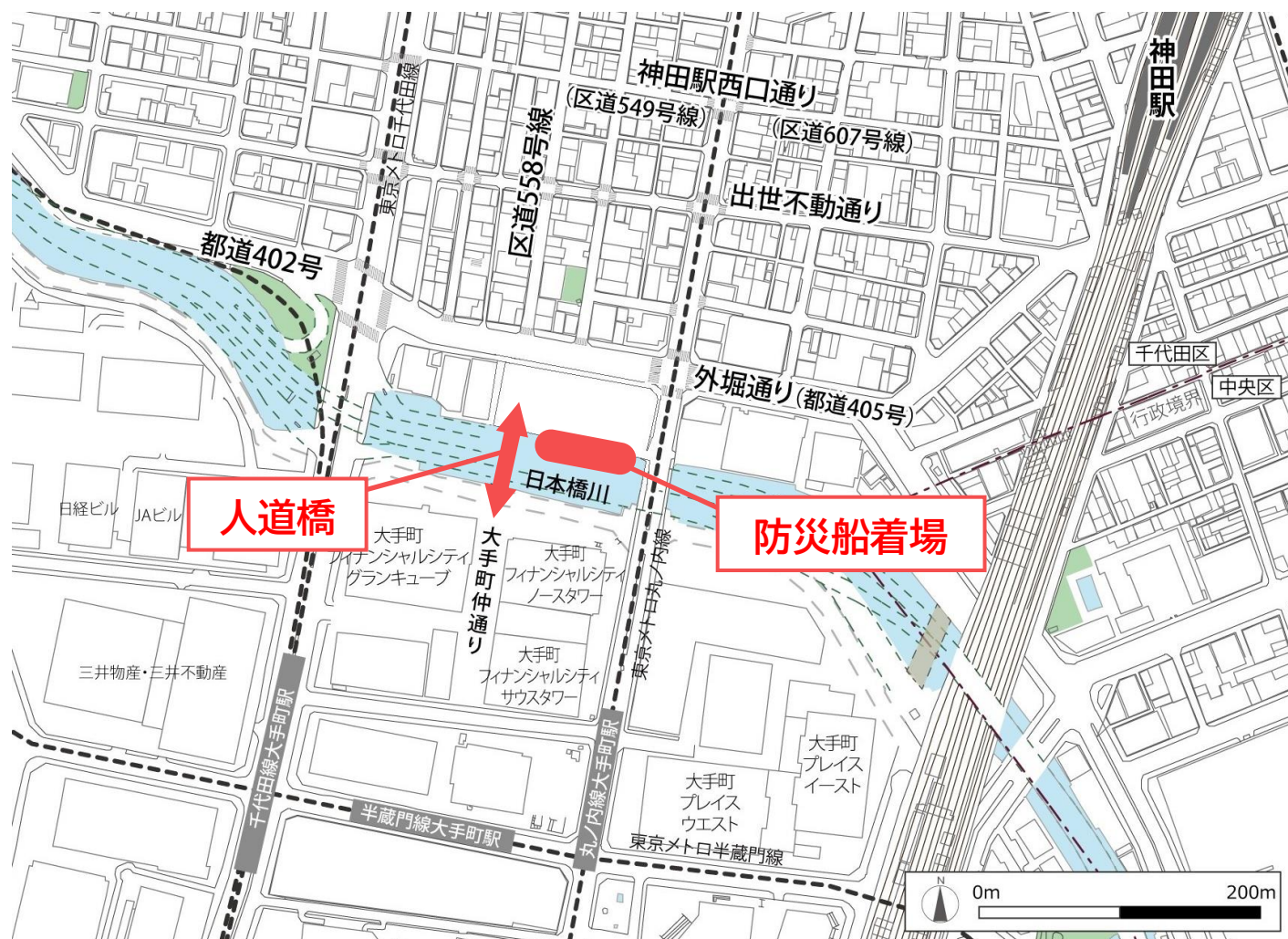
整備の目的

人道橋

大手町仲通りから人道橋により歩行者動線を延伸させ、神田エリアと大手町エリアをつなぐ連続した賑わい形成に取り組む。

防災船着場

災害時の人員・物資の輸送ルートを補完する拠点の確保により、防災対応力を向上させる。
また、平常時は舟運への活用で水辺の賑わいを創出する。



2. 人道橋及び防災船着場の名称決定方法等について

(1) 人道橋及び防災船着場の概要とイメージ

人道橋の概要

人道橋の長さ	約42m	人道橋の幅員	9.6m (有効6.0m)
--------	------	--------	---------------

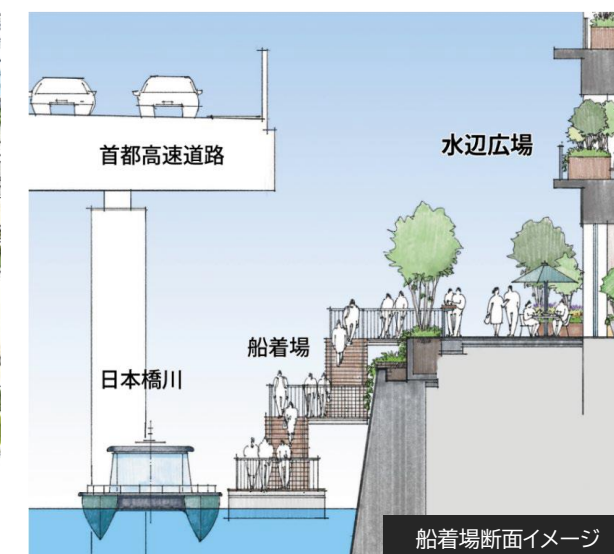
防災船着場の概要

防災船着場の長さ	約30m
----------	------

特徴	<ul style="list-style-type: none"> バリアフリーに配慮し、スロープでアクセスできる動線を設けている。 船着場の構造は水位への影響に配慮し、浮桟橋としている。
----	---



大手町方面からの鳥瞰イメージ



船着場断面イメージ

(2) 名称決定方法 公募により決定する

(3) 公募方法

公募主体	千代田区、内神田一丁目地区第一種市街地再開発事業施行者の共催
周知方法	広報千代田、千代田区HP、SNS、チラシ等
応募資格	千代田区に在住、在勤又は在学している方
応募内容	(仮称) 内神田一丁目人道橋及び防災船着場の名称、その名称とした理由
応募先	千代田区
応募方法	郵送、FAX、メール、窓口(本庁舎)等
応募時期・期間	令和5年11月上旬～12月下旬(予定)

(4) 選定方法

選定方法	千代田区、事業施行者が選定委員会を設置し、公募案より決定する。
選定委員会	千代田区、事業施行者、神田・大手町の方々
公表時期	令和6年4月(予定)
事務局	千代田区環境まちづくり部に設置